

## II 平成20年度街路事業関係予算総括

### 街路事業関係予算総括表

#### (1) 社会資本整備事業特別会計 道路整備勘定

(単位：百万円)

区 分	20年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
街 路 事 業	765,728	420,648	829,780	457,348	0.92	0.92
街 路	567,857	310,605	612,158	336,839	0.93	0.92
区 画 整 理	163,123	90,969	180,244	100,320	0.91	0.91
再 開 発	32,250	17,938	34,832	19,049	0.93	0.94
街路交通調査	2,498	1,136	2,546	1,140	0.98	1.00

- (注) 1. 20年度には、重点施策推進要望に係る施策（街路：事業費300百万円、国費165百万円、区画整理：事業費242百万円、国費121百万円、再開発：事業費334百万円、国費167百万円）を含む。
2. 各区分の計数には、地方道路整備臨時交付金分（見込値）を含む。
3. 本表のほかに、結節点環境改善（事業費4,859百万円（前年度4,796百万円）、国費2,398百万円（前年度2,398百万円））、連続立体交差事業資金貸付金（事業費400百万円（前年度400百万円）、国費200百万円（200百万円））がある。
4. 本表のほかに、道路特定財源を活用した関連施策として、道路交通の円滑化に資する鉄道施設等の改良（国費669百万円）、道路交通適正化のための公共交通利用促進施策（国費150百万円）、自動二輪車駐車システム導入促進（国費113百万円）がある。
5. 本表のほかに、道路特定財源を活用した関連施策として、まちづくり交付金（国費1,165億円）、地域自立・活性化交付金（国費108億円）がある。

#### (2) 一般会計

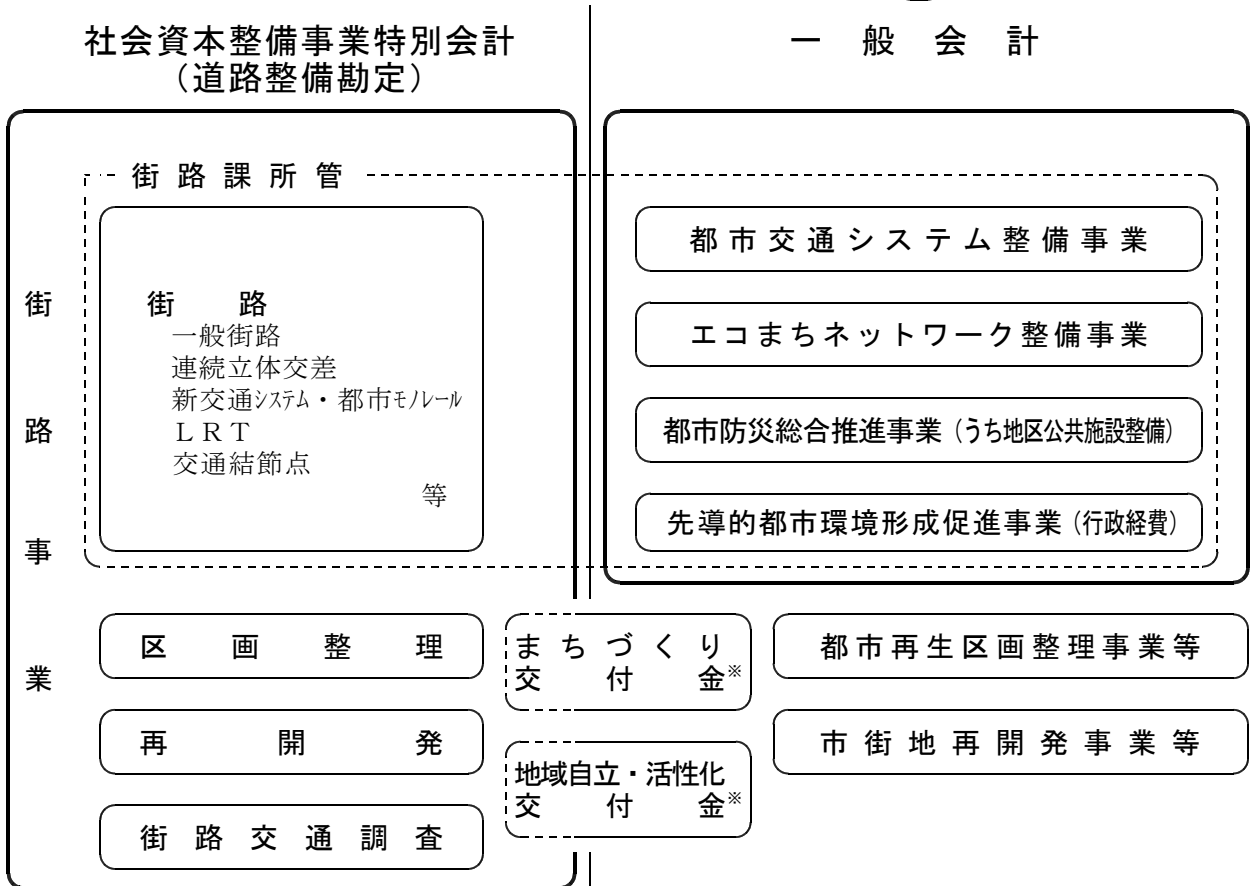
(単位：百万円)

区 分	20年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市交通システム整備事業	7,050	2,350	7,200	2,400	0.98	0.98
エコまちネットワーク整備事業	1,093	300	510	170	2.14	1.76
都市再生機構（防災環境軸整備分）	2,500	0	2,500	2,500	1.00	0
先導的都市環境形成促進事業（行政経費）	640	300	0	0	皆増	皆増

- (注) 1. 本表のほかに、都市防災総合推進事業の要素事業として実施する地区公共施設整備（事業費5,125百万円※（前年度3,846百万円）、国費2,500百万円※（前年度1,832百万円）の内数）がある。（※は重点施策推進要望に係る施策を含む）
2. エコまちネットワーク整備事業は、市街地整備課との共管である。
3. 都市再生機構（防災環境軸整備分）は、住宅局との共管である。
4. 先導的都市環境形成促進事業（行政経費）の20年度は、重点施策推進要望に係る施策であり、市街地整備課、公園緑地課との共管である。

(参考) 街路事業関係予算とは

○ : 街路整備関係予算



※道路特定財源を活用した関連施策(このほかに、道路交通の円滑化に資する鉄道施設等の改良、道路交通適正化のための公共交通利用促進施策、自動二輪車駐車システム導入促進がある)

①社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)事業 都市計画事業として行う都市内道路整備

・街路事業 以下の事業の総称

- 1)街路 直接買収方式により行う都市計画道路整備、連続立体交差等
- 2)区画整理 土地区画整理事業による都市計画道路整備
- 3)再開発 市街地再開発事業による都市計画道路整備
- 4)街路交通調査 パーソントリップ調査、都市・地域総合交通戦略策定調査等

②一般会計事業 新たなニーズに対応した様々な都市施設整備

- 1)都市交通システム整備事業 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進のため、徒歩・公共交通等を含めた都市交通システム全体の整備を支援
- 2)エコまちネットワーク整備事業 地球環境への諸問題に対応するため、都市環境負荷削減プログラムに位置づけられた熱導管等の整備を支援
- 3)都市防災総合推進事業(地区公共施設整備) 災害時に危険な密集市街地の解消の緊急性に鑑み、地区スケールで防災性の向上のための避難路・避難地を整備
- 4)先導的都市環境形成促進事業(行政経費) 公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対して支援
- 5)まちづくり交付金 市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、街路、公園、下水道等のハード整備とソフト施策を連携して実施
- 6)地域自立・活性化交付金 都道府県が作成した広域的な地域活性化基盤整備計画に基づき、民間中心の基盤整備と地域づくりに対する支援等を一体的に実施